

法務総合研究所

# 研 究 部 報 告

26

—保護司の活動実態と意識に関する調査—

2 0 0 5

法務総合研究所

## は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告第26号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第26号は、研究部が平成15年度及び16年度に実施した、「保護司の活動実態と意識に関する調査」の結果を報告している。

保護司は、保護観察官と共に保護観察の実施を担うなど、犯罪者の更生保護と地域における犯罪予防活動の推進の両面において重要な役割を果たしてきている。また、最近では犯罪被害者の支援についても一定の役割を期待する声が聞かれるなど、保護司に対する社会的期待はますます高まっている。

その一方、保護司制度は発足から既に半世紀以上を経過し、この間の社会変動により、これまで想定されていた保護司の地域性という利点が薄らいできたのではないかと、あるいは、近年、新任保護司の確保が難しくなっているのではないかと、という指摘が保護司組織の内外からなされ、保護司制度の現状と将来について危惧の声も聞かれるところである。

保護司は基本的には民間篤志家であり、保護司制度を考える上で、保護司の活動の実態及び保護司自身の意識・意見を知ることが何よりも大切であろう。本研究は、保護司制度の現状及び将来を考える上での基礎的な資料を提供するために、保護司に対する面接調査と質問紙調査を全国規模で行い、広範囲にわたる保護司の活動領域の中から最も基本的な部分と現在注目を浴びている部分を取り上げて、保護司の活動実態とその意識・意見を明らかにしようとしたものである。

我が国の保護司制度は世界的にも大変特色のあるものと言われている。保護司制度の利点をいかし、これを維持・発展させるには、社会全体の理解と支援が必要である。本報告書が、保護司制度の在り方を検討する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。

最後に、今回の調査に協力していただいた全国の保護司の方々を始め、社団法人全国保護司連盟、地方保護司連盟、都道府県保護司会連合会及び更生保護法人日本更生保護協会の各位、また、法務省保護局を始め、地方更生保護委員会、保護観察所など法務省関係機関の各位に対し、深い謝意を表する次第である。

平成17年3月

法務総合研究所長

大塚清明

# 要 旨 紹 介

本報告書を利用するに当たっての参考に、次のとおり、その要旨を紹介する。

## 1 調査の目的と方法

### (1) 調査の目的

保護司の活動実態と意識のうち、①保護観察処遇（対象者との面接の状況及び処遇困難な対象者への対応）に関する事、②地域社会とのつながりに関する事、③犯罪被害者に関する事、④新任保護司の確保に関する事の4点について重点的に調査・分析を行い、保護司の現状の一端を明らかにするとともに、調査結果を今後の保護司制度の充実発展に係る議論・検討に役立てることを目的とした。

### (2) 調査の方法

まず保護司の活動状況や直面している具体的な問題等を探るための面接調査（第1調査）を行い、これを踏まえて、無記名による質問紙調査（第2調査）を実施した。

#### ア 面接調査（第1調査）

平成16年2月下旬から3月中旬にかけて、調査担当者が全国の保護観察所19庁に赴き、合計82人の保護司に対し、個別の面接調査（聞き取り調査）を行った。

#### イ 質問紙調査（第2調査）

面接調査の結果を参考に、質問紙調査のための調査票を確定させ、平成16年4月下旬に、全国の保護司から無作為抽出した3,000人に対し、郵送による調査を行った。提出期限は同年5月10日であり、回答者の数は2,260人（回答率75.3%）であった。

## 2 調査の結果

### (1) 単純集計及びクロス集計の結果

#### ア 保護観察処遇における面接の状況

(ア) 対象者との面接につき、調査対象保護司の約8割は、自宅に対象者の「来訪」を受けることを中心として行っており、「来訪」と「往訪」を同じくらい行うとする者は17.4%、「往訪」を中心に行うとする者は3.4%であった。対象者の「来訪」による面接が広く行われていることが分かる。

(イ) 「来訪」による面接の長所として、「対象者にとって、約束を守るというしつけになる」、「ゆっくりと落ち着いて面接できる」、「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」ことを挙げる者が多い。他方、「来訪」が「保護司の家族の負担となる」という短所を挙げる者も1割以上いる。

(ウ) また、「来訪」については、マンション・アパートなど集合性の高い建物に居住する者には、「自宅（保護司宅）に適切な面接場所がない」、「ゆっくりと落ち着いて面接できない」（「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と思わない）とする比率が比較的高く、住居形態の影響がうかがわれる。

(エ) 「往訪」による面接の長所として、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「対象者の家族から話をよく聴くことができる」、「対象者の周囲の環境が分かる」など、対象者の実態把握の面での長所を挙げる者が多い。しかし、「ゆっくりと落ち着いて面接できない」（「ゆっくりと落ち着いて面接できる」と思わない）、「対象者の保護観察を受ける態度が受動的になる」、「対象者宅に適切な面接場所がない」、「保護観察が近隣に知

られてしまう」などの短所を指摘する者の比率も比較的高い。保護司が、「来訪」と「往訪」の長短所を踏まえた上で、「来訪」面接を中心としていることがうかがえる。

- (㊦) 面接の曜日は、平日、土・日・祝日を問わず、対象者と話し合っ決めて決めるか、対象者の都合を優先して決めるとする者が大部分である。また、面接を行うことの多い時間帯は、半数以上の者が「午後6時～午後9時台」の夕方から夜にかけてである。
- (㊧) 対象者との接触や連絡に、自動車、携帯電話を活用している保護司は、それぞれ約5割に及んでいる。
- (㊨) 調査対象保護司には、面接に際して、「対象者の話をよく聴く」、「和やかな雰囲気を作る」、「対象者の良い点をほめる」などの点を心掛けている者が多い。保護司が、対象者の受容と対象者への共感を重視する面接態度をとっていることがうかがわれる。

#### イ 処遇困難な対象者への対応

- (㊩) 保護観察において、対象者の困った行動として、「約束しても来訪しない」、「連絡がとれない」、「約束して往訪しても不在である」など、対象者と接触できないことを経験している保護司が多い。また、対象者が「面接中に話をしたがらない（反応が少ない。会話が続かない。）」という経験のある者も約3分の1おり、対象者（特に少年と思われる。）とコミュニケーションを図るのに苦労している姿もうかがわれる。これまで、対象者の困った行動を特に経験したことがないという者は、約15%にすぎない。
- (㊪) 少年の対象者を担当した場合に、対象者の親の困った行動として、「対象者に注意や指導ができず、その言いなりになっている」、「対象者の行動に無関心である」、「対象者の問題行動を他人のせいにする」などを経験している者が多く、保護司が、対象者の親の態度に問題を感じていることがうかがわれる。
- (㊫) 処遇困難とされる14類型の対象者の事件担当経験を見ると、5割の保護司が覚せい剤事犯対象者の担当経験があり、暴走族対象者、無職等対象者、シンナー等乱用対象者についても4割以上の者が担当経験を有している。
- (㊬) これらの類型の対象者を担当した際に保護司がとった対応方法の主なものは、面接・調整の繰り返し及び保護観察官との協議であるが、校内暴力対象者、中学生対象者、精神障害等対象者のように、関係機関の協力を求めることが多い類型もあった。
- (㊭) その結果、処遇の効果が得られたとする者は、なかったとする者よりも多い。

#### ウ 地域とのつながり

- (㊮) 調査対象保護司は、現居住地域に長く居住している者がほとんどである（平均居住年数は約46年）。
- (㊯) 9割以上の者が、町内会役員、PTA役員、社会福祉協議会役員、少年補導員、更生保護女性会員、消防団員、民生・児童委員、少年指導委員など、保護司以外のボランティア活動等を経験していた。
- (㊰) 約半数の者は、対象者やその家族との面識があったケースを担当したことがあるとしている。また、人口規模の小さい地域に居住している者、地域居住年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、以前から面識があったケースの担当経験を有している。
- (㊱) 約半数の保護司は、対象者に地域内の情報を提供し、また、知り合いの雇用主に対象者の就職を依頼するなどの地域性をいかした処遇を行っている。
- (㊲) 多くの保護司が、関係機関・団体との連携を図っている。特に連携が活発なのは、中学校、地

方自治体の福祉部門、交番を含む警察署であり、一層連携を深めるべきものとして、学校などの教育機関・団体を挙げる者が多い。

- (カ) 地域から期待されている保護司の役割として、「犯罪者や非行少年を更生させること」、「犯罪予防活動を行うこと」を挙げる者は、共に7割以上であるが、「青少年の育成に努めること」を挙げる者が約半数、「地域の人々の相談に乗ること」を挙げる者も約3分の1に達しており、保護司が地域からの様々な期待を感じていることが分かる。ただし、面接調査では、保護司の役割が地域に知られていないので、保護司への期待は小さいのではないかという意見も相当数あった。

#### エ 犯罪被害者に関すること

- (ア) 仮釈放審査や恩赦上申検討に当たっての被害者等調査を担当した経験のある保護司は14.4%（約7人に1人）で、多くはないが、調査経験のある保護司は、調査時に被害者等から様々な対応や要望を受けている。特に、殺人・傷害致死事件の遺族から厳しい対応を受けた経験のある者が多い。
- (イ) 処遇に当たっては、相当数の保護司が、被害者等の立場になって考えることや被害者等への謝罪を促すなど、被害者等を視野に入れた対象者への指導・援助を行っている。また、大部分の保護司が、その必要性を認識している。ただし、対象者が被害者等のもとへ謝罪に向かう際に保護司が同行する必要性については意見が分かれた。面接調査では、今後更に被害者等の視点を取り入れた処遇をするためには、被害者等の状況に関する情報が欲しいとの意見があった。
- (ウ) 調査対象保護司の半数以上が、一般人からの犯罪被害等の相談を受けたことがあるとしている。相談内容は、犯罪被害を始め、騒音、落書き等の地域内の迷惑行為、学校における暴力やいじめなど、「よろず相談所的に相談がある」ほど多岐に及んでいる。また、年齢層の高い者、保護司経験年数の長い者、ボランティア経験数の多い者ほど、様々な相談を受けた経験を有していた。

#### オ 新任保護司の確保に関すること

- (ア) 保護司となったきっかけは、先輩保護司に勧められた者が約7割で、市町村又は関係団体から推薦された者が3割弱であり、自ら希望して保護司となった者は1%にも満たない。
- (イ) 保護司になった時の気持ちとしては、「少しでも社会の役に立ちたい」、「少しでも犯罪者や非行少年の更生に役立ちたい」という社会貢献の意識を挙げた者が、それぞれ約8割であり、「自分自身が成長したい」という意識を挙げた者も半数弱に及ぶ。それと同時に、「務まるだろうか、心配である」という気持ちを抱いた者が約7割、「犯罪者や非行少年と接しなければならないことに、怖さを感じる」、「自分の家族の協力が得られるだろうか、心配である」とした者も、それぞれ2割前後いる。
- (ウ) 保護司を務める上で重要な要素として、「秘密保持」を挙げる者が最も多く、次いで、「健康(活動力)」、「熱意」、「社会的信望」、「時間的余裕」を挙げる者が多い。これに対して、「専門的知識」、「経済的余裕」、「協調性」、「地域への精通」を挙げる者は比較的少なかった。
- (エ) 多くの調査対象保護司は、保護司を続けてきて、「保護司活動を通じて人の輪が広がっている」、「対象者の更生に役立っている」、「社会の役に立っている」という充実感を感じている。また、「犯罪者や非行少年と接することは、特に怖いことではない」とも感じている。その一方で、相当数の者が、「保護観察がうまくいかず、難しい」、「時間的負担が大きすぎる」、「精神的負担が大きすぎる」と、負担を感じている。
- (オ) 新しく保護司になってもらうため、又は保護司を続けてもらうために大切だと考える方策については、「保護観察官による処遇指導の充実」、「研修の充実」、「保護司同士による処遇協議・情報

交換の充実」など、処遇活動を充実させるための方策が大切であるとする者が多い。また、「保護司の社会的評価の向上」を大切であるとする者も多かった。「実費弁償金の充実」や「時間的負担の軽減」を大切であるとする者も、それぞれ約6割に上った。

- (カ) 保護観察がうまくいかず難しいと感じている保護司の方が、そうでない保護司よりも、時間的負担の軽減を望んでいる。また、時間的負担・精神的負担・経済的負担を感じている保護司の方が、そうでない保護司よりも、実費弁償金の充実と時間的負担の軽減を共に望んでいる。
- (キ) 保護司への就任を他人に依頼して断られた経験がある者は、約3分の1であった。断られた理由としては、忙しく時間的余裕がない、犯罪者や非行少年に対する指導・援助に自信がない、家族の理解が得られない、犯罪者や非行少年の来訪が負担であることを挙げた者が多い。また、人口規模が大きい地域ほど、新任保護司の確保が難しいことがうかがわれる。
- (ク) 新任保護司確保のための効果的方法については、「各保護司が個人的なつながりを生かす」、「保護司の役割についてもっと広報し、世間に知ってもらおう」、「自治体(市町村)に働き掛けを行う」の順で多かった。

## (2) 多変量解析の結果

- ア 面接形態については、「来訪」を中心とする保護司において、来訪についての「保護観察は自ら進んで受けるべきものであるという、対象者の自覚を高められる」、「対象者が保護司に親しみを持ってくれる」、「(保護司宅で) ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方や、往訪についての「対象者が嫌がる」、「対象者の家族が嫌がる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。一方、「往訪」を活用したその他の面接形態を中心とする保護司においては、「自宅(保護司宅)に適切な面接場所がない」、「対象者の生活の実態をよく知ることができる」、「対象者とその家族との関係を観察できる」、「保護司の熱意を示すことができる」、「(対象者宅で) ゆっくりと落ち着いて面接できる」という見方が、影響を与えていることがうかがわれた。
- イ 対象者類型別に、保護観察処遇上の対応方法とその効果を見ると、例えば、「問題飲酒」類型では、「保護観察官と協議を重ねた」が効果的であったとするものが、「暴力団関係」類型及び「性犯罪等」類型では、「関係機関の協力を求めた」が効果的であったとするものが、それぞれ統計的に有意な関連を示した。
- ウ 保護司が地域から感じている役割期待と、保護司のボランティア等の経験や属性などの予測変数との関連を見たところ、例えば、犯罪者や非行少年を更生させるという役割期待には、年齢や少年指導委員経験が有意な予測変数として認められるなど、期待されると感じている役割の種類により、有意な予測変数の組合せが異なることが分かる。
- エ 保護司を続けてきて感じることについての主成分分析からは、第1成分(困惑・負担感)、第2成分(自己充実感)、第3成分(社会的有効感)の三つの成分が抽出された。この各成分と、「他の人に保護司になってくれるよう依頼して断られたことがあるか」との関連を見たところ、「依頼して断られたことがない」回答者群において、困惑・負担感の程度が相対的に低いとともに、自己充実感、社会的有効感の程度が共に高いことがうかがわれた。

研究部長

本 多 英 明

# 保護司の活動実態と意識に関する調査

研究官	西川正和
研究官	寺戸亮二
研究官	大場玲子
研究官	押切久遠
研究官補	小國万里子

## 目 次

はじめに .....	5
1 調査の背景と目的 .....	5
2 保護司の状況の長期的な変化 .....	6
第1 調査の実施概要 .....	9
1 調査の目的 .....	9
2 調査の方法 .....	9
(1) 面接調査（第1調査） .....	9
(2) 質問紙調査（第2調査） .....	9
3 調査の内容 .....	10
第2 調査の結果 .....	11
1 回答者の属性 .....	11
(1) 属性の概要 .....	11
(2) 分析のための属性の区分け .....	13
2 保護観察処遇における面接の状況 .....	15
(1) 対象者との面接の形態 .....	15
(2) 来訪の長短所 .....	16
(3) 往訪の長短所 .....	19
(4) 往來訪以外の面接 .....	21
(5) 面接日時の決め方、面接を行う曜日と時間帯 .....	22
(6) 面接時に心掛けていること .....	24
(7) 保護観察処遇に活用している交通・通信手段等 .....	26
(8) 小括 .....	28
3 保護観察処遇における困難場面等 .....	28
(1) 対象者の困った行動 .....	28
(2) 対象者の親の困った行動 .....	29
(3) 類型別の対象者の処遇状況 .....	30
(4) 印象に残った対象者 .....	32
(5) 対象者が更生したと思えるとき .....	32
(6) 小括 .....	33
4 地域社会とのつながり .....	33
(1) 保護司以外のボランティア等の経験 .....	33
(2) 保護司に対する周囲の認識等 .....	37
(3) 保護司と対象者やその家族との面識、地域性をいかした指導・援助 .....	39
(4) 関係機関・団体との連携 .....	42
(5) 地域において保護司が期待されていること .....	46
(6) 地域社会の変化 .....	48
(7) 小括 .....	48

5	犯罪被害者に関すること	49
(1)	被害者等調査の経験	49
(2)	被害者等を視野に入れた対象者に対する指導・援助	51
(3)	一般人からの犯罪被害等の相談に乗る経験	55
(4)	小括	58
6	新任保護司の確保に関すること	58
(1)	保護司になったきっかけ	58
(2)	保護司になった時の気持ち	60
(3)	保護司を務める上で重要な要素	62
(4)	保護司を続けてきて感じること	64
(5)	新たに保護司になってもらうため、又は保護司を長く続けてもらうために大切な方策	71
(6)	他の人への保護司就任依頼の状況	74
(7)	新任保護司確保のために効果的な方法	76
(8)	小括	79
第3	多変量解析による分析	81
1	保護司の面接形態と「来訪」・「往訪」の長短所についての見方との関連	81
2	類型別対象者に対する対応とその効果	82
3	地域から期待されている保護司の役割についての認識と他のボランティア等の経験	83
4	犯罪被害者等を視野に入れた指導・援助の必要性に関する認識	84
5	保護司を続けてきて感じること	86
6	小括	88
第4	まとめ	89
1	「来訪」という面接形態	89
2	保護司の遭遇する困難場面	89
3	地域社会と保護司	90
4	犯罪被害者と保護司	90
5	新任保護司の確保	90
(1)	保護司になった時の気持ち	90
(2)	保護司を続けてきて感じること	90
(3)	保護司が望むこと	91
(4)	新任保護司の確保策	91
	巻末資料Ⅰ	92
	巻末資料Ⅱ	94
	巻末資料Ⅲ	98
	巻末資料Ⅳ	111
	保護司に関する参考文献一覧（年代順）	131